申請書ファイルの構成とファイル名称の付与ルールについて

判定申請図書等の電子データ（ＰＤＦ）の「形式」は下表１のとおりとし、電子データの「単位（図書の分割）及び名称」は下表２を標準としてください。
なお、可変性のある電子データの場合、受付等ができないことがありますので、ご注意ください。

表１　提出される電子データ（ＰＤＦ）の形式

解像度	３００ｄｐｉ　以上
図面サイズ（意匠図、構造図）	Ａ３判　　※　トリミング、トンボ等は設定しないでください。
構造計算書等のサイズ	Ａ４判 ※　一貫計算ソフトで出力された文字が小さく又は重なって印刷されていると、審査ができないため書類の再提出をお願いすることがあります。審査期間短縮のため、１ページ1枚（文字が判読できるサイズ）で印刷してください。
電子署名、タイムスタンプ	使用しない
セキュリティ機能	使用しない　※　文書閲覧権限や印刷時のパスワード等の機能は設定しないでください。
ＰＤＦへの直接書込み	しない　※　レイヤー作成、注釈や図形描写機能による修正は行わず、可変性のない状態（電子データをＰＤＦに再印刷する等）としてください。

（２）電子データの単位及び名称

①　電子データを次表のとおり分割し、名称のルールに従って名称を付けてください。
②　電子データを何らかの理由で修正して再アップロードするときは、電子データの名称の末尾に(２)（当該ファイルのｎ回目のアップロードの場合は(ｎ)）を付してください。
（例）　E26XXX2意匠図(２)
③　分冊とする場合は、名称の末尾に（ｎ）を用いないでください。（再アップロードの名称（上記②参照）と紛らわしいため。）
ＯＫの例　構造図（その２）、意匠図（立面図・断面図）、構造計算書①
ＮＧの例　構造図（２）、構造計算書（１）
④　計画変更申請の場合は、図面（意匠図・構造図）名称の後に、（変更前）（変更後）を追記してください。

表２　電子データの単位及び名称

判定申請図書等	電子データの「単位・名称」のルール	備　考
判定申請書類（Ａ４判）※2	E26XXX_0委任状	判定申請図書(副本)に添付しない申請書類
	E26XXX_0建築計画概要書	
	E26XXX_0構造計算安全証明書※1	
判定申請書類（Ａ４判）※2	E26XXX_1◇判定申請書 ※申請日は予備審査終了通知日以降の日付	判定申請図書(副本)に添付する申請書類
	E26XXX_1既存不適格調書 ※1	
意匠図（Ａ３判）※2	E26XXX_2意匠図※1 ※付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、２面以上の立面図、２面以上の断面図、地盤面算定表、仕上表（外部・内部）としてください。	左記以外に建具表、ＥＬＶ図面など追加依頼による図面を含む。
構造図（Ａ３判）※2	E26XXX_3構造図※1	
構造計算書（Ａ４判）※2	E26XXX_4a構造計算書※1	構造計算書表紙及び一貫計算書以外の計算書
	E26XXX_4b一貫計算書※1	チェックリスト含む。
	E26XXX_4地質調査書※1	計算書と別綴じの場合
	E26XXX_4認定書評価書等※1	計算書と別綴じの場合

※1　複数棟の場合、データ名称の末尾に「__○○棟」と追記してください。
※2　各ファイルの用紙サイズは指定されたものとしてください。また、1つのファイルの中に異なる用紙サイズのものが混在しないようにしてください。